

議 案 第 6 5 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和7年9月11日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

- 1 損害賠償の額 1 6 5 万 9 , 8 0 5 円

- 2 損害賠償の相手方 新居浜市在住者
 法定代理人 親権者 父
 法定代理人 親権者 母

3 事故の概要

令和6年5月5日午後4時32分頃、市道宇高中筋線と市道小松原宇高線との交差点（宇高町二丁目10番43号地先路上）において、強風により倒れたカーブミラーが、歩行中の相手方の頭部に接触し、負傷させた。

提案理由

道路施設の管理瑕疵により発生した事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（12）（省 略）

（13）法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（14）、（15）（省 略）

2 （省 略）